

平成29年度

事業報告書

(第8期)

自 平成29年4月 1日

至 平成30年3月31日

公益財団法人自動車リサイクル促進センター

東京都港区芝大門一丁目1番30号

日本自動車会館11階

目 次

【公1】 自動車リサイクルに関する事業	1
I . 資金管理業務に関する事業.....	1
II . 再資源化等業務に関する事業.....	3
III . 情報管理業務に関する事業.....	6
IV . 自動車リサイクルの促進に関する事業	8
【公2】 二輪車リサイクルに関する事業	10

【公1】自動車リサイクルに関する事業

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、循環型社会の構築に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効な利用の向上及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

I. 資金管理業務に関する事業

<要旨>

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第92条に規定する資金管理法人に指定されており、法第93条に規定する資金管理業務を実施した。

平成29年度においては、新資金管理料金の適用及び資金管理業務諮問委員会の運営の効率化等を実施するとともに、特預金の発生要因の分析等、次年度以降に繋がる取組みを行い、今後の更なる貢献拡大に向けて、資金管理業務の高度化を図った。

<事業内容>

平成29年度に資金管理業務として実施した主要な事業は以下の通りである。

1. リサイクル料金の收受

新車販売される自動車については新車登録・検査時まで、また、既販車のうちリサイクル料金が預託されていない自動車については引取業者引取時まで、自動車所有者からリサイクル料金の收受を行った。軽自動車の販売が好調であったため、前年比102%、計画比103%となった。

收受形態ごとの内訳は下表の通り。

收受形態	台数	預託収入
新車登録・検査時預託	5,207千台	53,633百万円
引取時預託	55千台	292百万円
合計	5,262千台	53,925百万円

2. リサイクル料金の管理・運用

自動車所有者から收受したリサイクル料金を運用の基本方針及び年度運用計画に基づいて安全かつ確実な方法により管理・運用した。

新規債券取得額面金額(債券の償還金・利息の再投資金額を含む。)は846億円であり、年度末における保有債券額面残高は8,939億円となった。

自動車の平均使用年数15年を考慮した、各年限の必要残高を額面600億円程度とする15年のラダー型資産構成は構築の途上にある。今後も、引き続き日本銀行の金融政策等による環境変化を注視したうえで対応する。

3. リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車を使用済みになった場合のリサイクルに要する費用等に充てる資金として、自動車製造業者等又は指定再資源化機関、及び情報管理センターに、該当の自動車に係わるリサイクル料金及びその利息の払渡しを行った。新車販売台数の増加等の影響による使用済自動車の増加に伴い、前年比105%、計画比105%となった。品目ごとの内訳は下表の通り。

品目	払渡先	台数	払渡支出
ASR	自動車製造業者等 又は指定再資源化 機関	3,139千台	19,160百万円
エアバッグ類		2,621千台	6,166百万円
フロン類		2,955千台	6,151百万円
情報管理料金	情報管理センター	3,286千台	570百万円
小計			32,046百万円
利息			4,280百万円
合計			36,327百万円

4. 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

自動車所有者がリサイクル料金の預託済み自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、適正かつ確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を前提に、リサイクル料金を144万台分163億円、及び利息として17億円を返還した。

なお、平成26年4月に実施した輸出取戻し手数料額の改定以降、運営コスト削減を進めた結果、収支が黒字基調となったことから、今後の収支を精査したうえで、平成31年4月に手数料額を改定する。

5. 資金管理システムの運営・管理

リサイクル料金の収受、管理及び払渡し等を行うために必要なシステム(資金管理システム)について万全な運営・管理を行い、安定したサービスを提供した。また、平成29年度は以下の取組みを実施した。

- (1) 引取業者の利便性向上と効率化を目的として、リサイクル料金検索機能や引取車両検索機能のシンプル化及び入力機能の改善を実施した。
- (2) 自動車所有者の利便性向上を目的として、自動車所有者向けに提供している、リサイクル料金照会機能及び使用済自動車処理状況検索機能をモバイル端末より利用できるようにシステムを改修した。
- (3) 誤預託防止の一層の強化を目的として、誤預託の可能性がある自動車の情報を検知するシステム改修案を取り纏めた。当該改修は平成30年10月に実施する予定である。

6. 新資金管理料金の適用

自動車所有者が負担する資金管理料金の大部分を占めるリサイクル料金収受に係る委託手数料について大幅なコスト削減を行い、平成29年4月1日より、これを織り込んだ新資金管理料金の適用を開始した(1台あたり新車購入時預託

については24%、引取時預託については15%の引下げ)。

7. 特預金の出えん等

経済産業大臣及び環境大臣の承認を受けて、次の通り特預金の出えん等を行った。

- (1) 離島対策等支援事業の定常業務に要する費用に充てる資金として、1.41億円を指定再資源化機関に対して出えんした。
- (2) 離島対策等支援事業のうち、不法投棄等対策支援事業の更なる拡充に要する費用に充てる資金として、0.51億円を指定再資源化機関に対して出えんした。
- (3) 大規模災害の発生に備えた自治体向けの事前対応に要する費用に充てる資金として、0.20億円を指定再資源化機関に対して出えんした。
- (4) 自動車リサイクル情報システムにおけるデータセンターの機能維持のための更新に要する費用に充てる資金として、1.38億円を情報管理センターに対して出えんした。
- (5) 自動車リサイクルの更なる発展に向けた理解活動に要する費用に充てる資金として、1.05億円の出えん等を行った(0.97億円を資金管理法人にて收受、0.06億円を情報管理センターに、0.02億円を指定再資源化機関に対して出えん)。

8. 環境配慮設計及び再生資源利用の進んだ自動車へのインセンティブ(リサイクル料金割引)制度が実施された場合への対応

環境配慮設計及び再生資源利用の進んだ自動車へのインセンティブ(リサイクル料金割引)制度が実施された場合に備え、業務及びシステムの観点から対応方法を整理した。平成29年9月に開催された産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会合同会議にて当該制度の開始延期が決定したが、平成30年度も引き続き、推進の準備を行う予定である。

9. 資金管理業務諮問委員会の運営

資金管理業務諮問委員会の運営について、ポイントの明示やビジュアル化を図った分かりやすい資料に改善したこと等に伴い、効率的かつ活発な議論が推進され、会議運営に係る質の向上を実現した。

10. 特預金の発生要因の分析

残高が160億円超(利息を含む)となる特預金について、発生要因の分析に着手した。発生要因のうち法第98条第1項第4号に規定される「20年時効」に該当するケースについては、自動車所有者への通知や特預金に転化するタイミング等、検討課題を洗い出し、対応方針の整理を実施した。

II. 再資源化等業務に関する事業

<要旨>

本財団は、法第105条に規定する指定再資源化機関に指定されており、法第106条に規定する再資源化等業務を実施した。

平成29年度においては、特に地方公共団体のためのセーフティネット機能の強化として、全国に残存する使用済自動車等の不法投棄・不適正保管の解消に向けた助言や知識の提供による支援のほか、大規模災害に備えた体制整備・被災自動車処理計画策定等に資する情報提供に向けた調査・参考文書の制作を実施し、再資源化等業務の充実を図った。

<事業内容>

平成29年度に再資源化等業務に関する事業として本財団が実施した主要なものは以下の通りである。

1. 特定自動車製造業者等からの委託による特定再資源化等物品の再資源化等業務(1号業務)

本業務では、特定自動車製造業者等(年間製造・輸入台数が1万台以下の自動車製造業者、以下「1号事業者」という。)32社との再資源化等契約に基づき、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施した。

平成29年度は定常的な取組みにより、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で18,930台分、0.7億円の委託料金収入を収受した。

また、1号事業者における再資源化等料金等の情報に関する公表を引き続き支援するとともに、平成28年度に行った1号事業者に対する支援状況の満足度調査において寄せられた各種マニュアル類の改善要望等について、対応を行った。

2. 義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務(2号業務)

本業務では、義務者不存在車等(並行輸入車、自動車製造業者または輸入業者が倒産、撤退、廃業した車で自動車製造業者等が確定できない自動車)に係る特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施した。

平成29年度は定常的な取組みにより、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で19,697台分、1.5億円の再資源化料金等受入収入を収受した。

また、再資源化料金等受入収入を引取台数や処理費用の観点から分析し、再資源化等料金を設定のうえ自動車所有者等に向け公表したが、そのうち平成29年4月に過誤が判明したエアバッグ類料金については、同月に改めて適正な料金を設定し公表したうえで、再発防止対策を講じた。

3. 離島対策支援事業(3号業務)

本業務では、引取業者への使用済自動車等の引渡しに支障が生じている離島の地域の125市町村に対し、運搬その他の支障を除去するための措置に要する費用に充てるための資金の出えん、その他の協力を実施する旨の周知を行った。

平成29年度は定常的な取組みにより、82市町村に対し、23,599台分、1億

円の出えんを行った。

地方公共団体に向けたその他の協力事項としては、以下を実施した。

- (1) 離島地域における自動車リサイクルの安定を維持するため、出えん実績等の分析により引取業者における長期保管等20市町村の個別課題の有無を確認し、助言や現地における意見交換等の支援を行った。
- (2) 小規模離島における事業の活用促進に向けて、現地の事業ニーズを確認のうえ、自治会等と連携して住民向け説明等認知度向上策を講じた。
- (3) その他、市町村が実施する当該事業の周知への協力要請に応じて、周知ポスター及び周知チラシを29市町村に配付した。

4. 不法投棄等対策支援事業(4号業務)

本業務では、使用済自動車等が不適正に処分された場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条の7第1項又は第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出えんその他の協力を行うこととしている。

平成29年度は、本業務の活用方法を毎年地方公共団体に周知しているものの、資金の出えんを要請する地方公共団体はなかった。

地方公共団体に向けたその他の協力事項としては、以下を実施した。

- (1) 残存する不適正保管100台以上の8事案、100台未満50台以上の15事案、50台未満の30事案、及び不法投棄事案数が多い上位5自治体を対象に、詳細な現地調査等により状況を整理し、事案の解消に向け当該地方公共団体と意見交換を行った。
- (2) 不法投棄等の未然防止・解消に向け、平成29年度は以下の取組みを行った。
 - ① 新たに全国8ブロックにおいて「自治体担当者基礎知識研修(座学研修)」を開催し、関連事業者に対する地方公共団体の担当者による不法投棄・不適正保管に係る指導に要する知識を提供した。
 - ② 私有地等を含む使用済自動車等の不法投棄について、本財団のWebサイトを通じた情報提供を行った。
 - ③ 詳細に調査した不法投棄・不適正保管事案を分析し、地方公共団体のニーズに応じた既存の支援を拡充する対策を検討し、調査結果とあわせて国に報告した(今後は国が方針を定めるモデル事業の検討を踏まえて対策を確定する)。
 - ④ 市町村担当者に向けて、要望があった12府県と協力して、不法投棄等の未然防止に資する、条例を活用した放置自動車円滑処理の事例説明を行った。

5. 地方公共団体が撤去した解体自動車等に係る引取・再資源化業務(5号業務)

本業務では、不法投棄等対策支援事業(4号業務)で対象となった地方公共団体が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

平成29年度は、4号業務で出えんがなかったことから、5号業務の実績もなかった。

6. 不適正処分自動車の処理に係る引取・再資源化等業務(6号業務)

本業務では、地方公共団体その他の者の求めに応じ、引取り又は引渡しが適正に行われていない解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

平成29年度は、地方公共団体その他の者からの要請がなく、実績はなかった。

7. 大規模災害対応

新たな取組みとして、大規模災害時に発生する災害廃棄物としての使用済自動車の適正処理について、地方公共団体の担当者向けの情報提供に求められる要件について調査・整理し、手引書・事例集として取りまとめを進めた。

また、南海トラフ地震について内閣府が公表している被災予測に基づき、被災により発生する使用済自動車等のうち、地方公共団体が取扱う台数の推計を行った。

いずれも平成30年度上期に、地方公共団体に向けて普及・啓発を開始する。

なお、平成29年度の3号及び4号業務に係る繰越金0.7億円は、法第109条に基づく再資源化等業務規程第18条第5項に基づき、平成30年度以降における法第106条第3号から第5号までに掲げる業務を実施する費用に充てる。

Ⅲ. 情報管理業務に関する事業

<要旨>

本財団は、法第114条に規定する情報管理センターに指定されており、法第115条に規定する情報管理業務を実施した。

平成29年度においては、移動報告事業及び電子マニフェストシステムの安定稼働を維持するため、電子マニフェストシステムの改善活動をベースに関連事業者等(法第82条の関連事業者等をいう。以下同じ。)の利便性向上や都道府県・保健所設置市の監督・指導・取締り等の強化に対する支援に取り組んだ。

<事業内容>

平成29年度に情報管理業務として実施した主要な事業は以下の通りである。

1. 移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理及び改善等

関連事業者等が報告した使用済自動車等の移動報告等の電子マニフェスト情報を保守・管理する事業(ファイルの閲覧への対応や自治体への遅延報告を含む)を行った。

報告種別	件数
引取業者の引取報告	3,304千件
使用済自動車・解体自動車の移動報告	28,154千件
特定再資源化等物品の移動報告	17,306千件
自治体への遅延報告	373千件

同時に、これらの情報を管理する電子マニフェストシステムについて、以下の

新たな改善整備を計画通り実施した。

(1) 事業者登録情報変更申請の電子化

事業者の利便性の向上及び法令遵守促進のため、変更申請の方法を従来の紙媒体に加えて電子申請もできるようシステムを改善し、10月に公開した。

電子申請の利用実績は平均200件/月となり、約4割のコストを削減できた。

(2) 事業者向け操作練習ソフトの改訂及び自治体向け閲覧対応

事業者の法令遵守促進及び自治体における事業者実務の理解促進を図るため、操作練習ソフトの改訂版を4月に公開した。

アクセス件数は約800件/月となり、改訂前より約7割増加し、事業者及び自治体の理解促進に貢献した。

併せて、関係各所との共催による全国8ブロックでの「自治体担当者基礎知識研修(座学研修)」、ELV機構主催による2会場での「自動車リサイクル士講習会」において、本ソフトの利用促進に向けた広報活動を行った。

(3) 報告徴収機能のモバイル端末への対応

自治体の利便性を向上するため、自治体が事業者への立入検査等を実施する際に、現場で最新の移動報告情報をモバイル端末から確認できるようシステムを改善し、2月に公開した。

今後は、本機能の活用を「自治体担当者基礎知識研修(座学研修)」等を通じて、周知していく。

(4) JARCデータBookの刷新

理解活動強化による情報発信の質の向上のため、財団内機関誌である「JARCデータBook」の内容に自動車関連団体の情報を拡充し「自動車リサイクルデータBook」として7月に公表した。

関係各所からの問合せの増加や更なる情報開示の要望が寄せられたことから、2018年度版作成に当たっては、意見や要望等を反映し、更なる情報の拡充を図る。

2. コンタクトセンターの維持・管理及び改善等

関連事業者や自動車ユーザー等からの電子マニフェストシステムに関する問合せ対応及び事務作業について適正に処理が出来るよう、コンタクトセンターの効率的かつ安定的な稼働を目指して運営した。

(1) 自動失効業者の棚卸

業者登録情報の精度を向上するため、全121自治体の協力の下、約2万6千件の登録・許可満了事業者(自動失効業者)について廃業又は存続を整理した結果、登録・許可満了事業者のうち約6割の事業者についてシステム上のステータスを廃業とし、処理した。

当該事業者を管理していた所管自治体、自動車再資源化協力機構及び本財団の管理工数削減やフロン類年次報告等の集計精度の向上に繋がった。

(2) 事業者の所在地情報の最新化

関連事業者の法令遵守促進のため、市町村合併等で生じた約3千件の所在地情報相違事業者の情報を更新した。

(3) マニフェスト取消し多発業者への注意喚起

引取業者の法令遵守促進のため、誤った移動報告を多発している112事業者に対して注意喚起文書を6月に送付した結果、約7割の事業者においてマニフェスト発行取消件数の削減効果が得られた。

加えて、2月にも81事業者(新規追加分を含む)に対し、注意喚起文書を発送した。

3. 書面利用移動報告事業(書面記載事項の電子マニフェストシステムへの入力)

ファクシミリを使用した書面の提出方法により関連事業者等から使用済自動車等の移動報告を受け、法第117条第1項に基づく情報管理業務規程(以下「情報管理業務規程」という。)に基づき、当該書面に記載された事項を電子マニフェストシステムに入力する事業を行った。

平成29年度は、関連事業者等の依頼に基づき312件の移動報告を行った。

4. 書類等交付事業(関連事業者等への書類等の交付)

関連事業者等から電子マニフェストシステムに報告された内容につき書類等の交付を請求されたときは、情報管理業務規程に基づき、当該書類等をファクシミリの使用又は郵送の方法により交付した。

平成29年度は、関連事業者等へ51件の書類等を交付した。

5. 移動報告事項送信事業(特定再資源化等物品の引取情報に係る送信の受託)

自動車製造業者等から委託を受けて、自動車製造業者等が資金管理法人に対して再資源化等預託金の払渡しを請求するために必要な特定再資源化等物品の引取りを証する情報を、資金管理法人へ送信する事業を行った。

平成29年度は、資金管理法人へ8,716千件の情報を送信した。

IV. 自動車リサイクルの促進に関する事業

<要旨>

本事業は、自動車ユーザーを含む国民一般の便益と国民生活の維持向上に貢献するため、自動車リサイクル全般に関する普及啓発活動、情報提供、さらに、より高度な自動車リサイクル及び適正処理を達成するための調査・研究や関係機関・団体との交流・協力を行うものである。

平成29年度においては、この諸活動の一環として、自動車リサイクルの円滑な運営を補完するため、自動車製造業者等、関連事業者、自治体に代表される関係者間の連携促進に取り組んだ。

<事業内容>

平成29年度に自動車リサイクルの促進に関する事業として実施した主要なものは以下の通りである。

1. 情報発信に関する取組み

様々な広報ツールや媒体を活用した「分かりやすい」情報発信を目指し、情報の質を高める取組みと広報活動の積極的展開により、本財団全体の理解活動の取組

みの改善を進めた。具体的には以下の通りである。

(1) 各種イベントへの参加・出展

札幌・秋田・東京・名古屋・京都・松江・松山・北九州で開催(全国8ヶ所)された各種イベントにキャラバンしながら参加・出展し、活動の幅を広げた。そして、リサイクル料金の使われ方や関係者による使用済自動車の適正処理に向けた取組みなど、視覚に訴えた分かりやすい広報映像を活用しながら、理解普及に取り組んだ。また、各種イベントへの出展に際しては、地域メディアを訪問し、リレーション構築に向けて情報共有に取り組んだことにより、テレビの報道ニュースやインターネット記事などのメディアに取り上げられた。

(2) 若年層向けの情報発信の強化

クルマに関わる人々による循環型社会に向けた工夫や努力の取組みに関心を持ってもらえるよう、自動車リサイクルを学ぶ小学生とその保護者に対して、自動車リサイクルの最前線の取組みを関係者と共に小学生新聞を活用しながら情報提供を行った。そして壁新聞にした記事を全国小学校に配付し、多くの小学校の学習などで利用してもらった。また、この諸活動の一環として、小学生を対象とした“クルマのリサイクル作品コンクール”をトライアルで実施し、全国から8,263件の作品の応募を受け、厳正な審査により選定した入賞作品について表彰式を行った。その表彰式の結果は5つのメディア媒体で取り上げられた。

この他、運転免許教習生に向けて、リサイクル料金の支払やその用途など、ユーザーの自動車リサイクルへの関り方を運転免許学科教本(約82万部)に掲載したことにより、若年層の認知向上に取り組んだ。

(3) 各種メディアを活用した露出を高める取組み

効果的な広報・PR活動の一環としてニュースリリースを合計13回配信し、そしてフリーパブリシティの取組みにより、当該記事がインターネットメディアに761件掲載されるなど露出を高める取組みを行った。また、3R推進月間、東京モーターショーなど、環境や自動車に関連する情報が増えるタイミングで、全国紙と地方紙を組み合わせた新聞広告を全国約6千万部展開し、幅広くユーザーの注目度を上げる取組みを行った。

その他、情報の質を高める取組みとしてユーザー向けに制作した広報冊子を約2万3千部配布し、加えてリサイクル博士のキャラクターや広報映像を多用しながら、情報の受け手の視点で分かりやすい情報へと改善した。

(4) 情報発信の効果検証

テレビ・新聞・雑誌やインターネットメディアでの「自動車リサイクル」に関する露出状況を調べた結果、平成29年4月1日から平成30年3月16日までの期間の合計で1,146件程度の記事・番組に掲載され、閲覧・視聴可能な人数は延べ1億9千万人程度であることを確認した。

2. 情報収集に関する取組み

より良い情報を発信するため、自動車ユーザーの認知状況を把握し、様々なニーズを把握した。具体的には以下の通りである。

(1) ユーザーの認知状況の把握

毎年実施している自動車を購入したユーザーを対象としたアンケートの結果、自動車リサイクルについての認知度は約77.3%であった。また、各地域で出展した各種イベントへの来場者を対象としたアンケートの結果、7,191件のアンケートを回収し、自動車リサイクルについての認知度は約69.6%であっ

た。

(2) 各種ニーズの把握

クルマのリサイクル作品コンクールに応募した小学生の保護者や小学校の先生に向けて、提供する情報をより良く改善していくためのアンケートを行い、121件の回答を得て、意見や反響を確認した。

3. 連携促進に関する取組み

関係者と連携しながら様々な取組みを進めた。具体的には以下の通りである。

(1) 関係者との連携促進に関する取組み

本財団を訪問した海外からの視察団(韓国、台湾、マレーシア)に対して、日本の自動車リサイクルの仕組みや取組み状況などについて情報交流を進め、自動車リサイクルの関係者と連携した取組みを行った。

(2) 自治体との連携促進に関する取組み

全国各地域で開催された環境・自動車関連イベントを通じて、自動車リサイクルに関するチラシ・ポスターなどの広報ツールを提供するなど、地域住民に向けて自治体と連携した取組みを行った。

【公1】自動車リサイクルに関する事業の実施にあたっては、移動報告やリサイクル料金等の收受等に関するコンピュータシステムが必要となるため、自動車リサイクルシステムを構築し運用している。平成29年度においてはこれらの業務を実施したほか、データセンターの機能維持のための更新、情報漏洩対策を中心としたセキュリティ強化を実施した。

【公2】二輪車リサイクルに関する事業

<要旨>

本事業は、二輪車リサイクルシステム(国内二輪車メーカー4社が自主取組みとして運営)(以下「二輪車リサイクル」という。)に係る業務のうち、広報、二輪車リサイクルコールセンター運営、自治体対応及び会議体事務局等の業務を、国内二輪車メーカー4社から受託し、二輪車リサイクルの普及を促進するものである。

平成29年度においては、国内二輪車メーカー4社からの受託業務の安定運用を図りつつ、広報に注力した。特に、平成28年度より取り組んでいる廃棄二輪車取扱店(以下「廃二店」という。)に向けた広報を本格的に開始するとともに、ユーザーに向けた周知活動も強化することで、二輪車リサイクルの適切な利用を促し、循環型社会の構築に取り組んだ。

<事業内容>

平成29年度に二輪車リサイクルに関する事業として実施した主要なものは以下の通りである。

1. 社会認知度向上へ向けた広報の強化

(1) 自治体との連携および適正な住民案内の強化

- ① 1, 741全自治体の一般廃棄物処理対策・普及広報関係部署に対し、平成29年度版パンフレットを介し、二輪車リサイクルの情報提供と、住民への周知徹底を図った。
 - ② 公益社団法人全国都市清掃会議主催の廃棄物処理実務者研修会に出席し、会員自治体へ広報活動を展開した(7会場、282自治体402人に実施)。自治体は排出者の相談先であり、担当者の異動も考慮し、今後も引き続き周知徹底する。
 - ③ 新たなモデルケースとして、都道府県と連携し市区町村への周知を計画していたが、対象県を選定できず未実施。平成30年度に実施予定。
 - ④ ユーザーによる廃車手続き時に、適切な処分案内がなされるよう、自治体の廃車手続き窓口(人口5万以上561自治体及び53運輸支局)へ、二輪車リサイクルの情報を発信した。
- (2) ユーザーへ向けた直接訴求の継続
- ① 二輪車に関心の強いユーザーを対象に東京モーターサイクルショーに出展した。展示方法を刷新し、リサイクルの流れや、現車とリサイクル素材との関連性を明確にしたブース展開を実施した。定点観測としてブース内で行ったアンケート調査(13回目)の結果、二輪車リサイクルに関する認知度は54.1%となり、前年度53.5%と比べ、0.6%増加した。平成30年度は東京だけではなく大阪モーターサイクルショーにも出展することで、周知を強化する。
 - ② 日本二輪車普及安全協会と連携し、ユーザーイベントにてパンフレットを14,500部配布し、周知を図った。

2. 廃二店への広報の強化

平成28年度は、新規事業として、廃二店の流通実態及び廃棄物処理法の習熟度合等について調査を実施した。平成29年度からは、その実態を基に、本格的な周知を開始した。

(1) 廃二店への周知

- ① 廃棄物の知識習得のため教本を新規作成した。また、教本と連動した動画も制作し、ホームページで公開すると共に、公正取引協議会主催の販売店講習会で放映した。
- ② 廃二店向けマニュアルを視覚的表現を増やすことで、より理解しやすく改訂した。廃二店証やコールセンターの電話番号を記したマグネットステッカー等の廃二店広報ツールと一纏めにし、全廃二店約8,300店に展開し、活用に繋げた。平成30年度は訪問活動等により、更なる理解促進を図る。

(2) 廃二店と接する関連団体等への理解促進

- ① 国内卸販売会社との会合を6回実施し、二輪車リサイクルの情報を共有した。
- ② 全国のオートバイ協同組合29組合中14組合に訪問し、周知した。併せて組合加盟店への二輪車リサイクルの周知および広報資材活用の徹底を図った。
- ③ 一般社団法人自動車公正取引協議会が実施する二輪品質評価者講習会12ブロック56会場にて周知を実施した。また、一般社団法人日本二輪車普及安全協会のメールマガジンを活用し、廃二店への周知を強化した。

3. 排出希望者からの問合せ対応の継続

コールセンターの品質・問合せ者満足度の向上を図った。

- ① HP 店名公開受付手順、廃二店登録必要条件等、QA を30件新設した。
- ② オペレーターの応答スキル向上に向け、問合せ対応履歴を基に定例研修を6回実施し、廃二店訪問状況等を共有することで、関連知識を深めた。
- ③ 入電数を考慮し、バックオフィス業務を適切に依頼し、二輪車リサイクルの円滑運営に繋げた。平成30年度も引き続き効率化を図る。

4. 放置二輪車の処理の継続支援

自治体による放置二輪車の適切且つ速やかな処理を支援した。

- ① 一般廃棄物行政部署からの情報展開に加え、新たに土木行政部署(人口10万以上の290自治体)に対しても自治体向け放置二輪車処理支援の周知を実施した。
- ② 放置二輪車の処理については、新たに23自治体が利用し、55自治体から593台を受入れた。

以上